

物 品 売 買 契 約 書 (案)

西栗倉村（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）とは、甲乙対等な立場における合意に基づき、次の条項により契約を締結し信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（契約の内容）

第1条 契約する物品、仕様、数量、契約金額、納入場所、納入期日及び契約保証金は、次のとおりとする。

1 物 品 名	令和8年度しごと・くらし応援住宅及びユニット型実証住宅外部倉庫一式
2 仕 様	別紙調達仕様書のとおり
3 数 量	別紙調達仕様書のとおり
4 契 約 金 額	金●●円（うち取引に係る消費税額●●円）
5 納 入 場 所	岡山県英田郡西栗倉村大字長尾1 1 7 9 番地1 しごと・くらし応援住宅 岡山県英田郡西栗倉村大字長尾3 1 1 番地 ユニット型実証住宅
6 納 入 期 日	令和8年1 1 月 2 0 日（金）
7 契約保証金	免 除

（納入通知）

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

（検 査）

第3条 甲は、物品の納入を受けたときは、その日から1 0 日以内に検査を行わなければならない。

2 甲は、検査の結果、物品の内容の全部又は一部が契約に違反、又は不当であることを発見したときは、乙に対して修繕又は他品との交換を求めることができる。

この場合において前項の時期は甲が乙から修繕又は他品との交換を終了した旨の通知を受けた日から7 日以内とする。

（支払時期）

第4条 乙は、前条の検査に合格したときは、所定の手続きし従って甲に請求書を提出するものとする。

2 甲は前項の規定による請求書を受領したときは、その日から3 0 日以内に契約金を支払わなければならない。

（危険負担）

第5条 乙の責に帰する事由により、物品引き渡し前に生じた一切の損害は、乙が負うものとする。ただし、甲の責に帰する事由により損害を生じたときは、甲が負うものとする。

（契約不適合責任）

第6条 乙は第3条の検査合格後1 年間、当該物品の契約不適合について甲の責に帰する場合を除き、無償で補修、取替えを行うものとする。

（納入期日の延長）

第7条 乙は、その責によらない事由により、納入期日内に物品を納入することができない場合は、甲にその事由を付して期間の延長を求めることができるものとする。ただし、延長期日は、甲乙協議して定めるものとする。

(遅延料)

第8条 乙は、物品の納入が納入期日後になった場合は、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額の遅延料を支払うものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

契約の締結及び履行に関し、不正な行為があったとき。

(2) 乙の責に帰する事由により、納入期日内又は期日後相当の期間内に物品を納入する見込みがないと明らかに認められたとき。

(3) その他乙が契約に違反したとき。

2 前項に規定により、甲がこの契約を解除しようとする場合において、乙が契約保証金の納付を免除されているときは、乙は契約金額の100分の10に相当する違約金を甲に支払わなければならないものとする。

(その他)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し生じた疑義については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の証しとして本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年●●月●●日

(甲) 岡山県英田郡西栗倉村大字影石33番地1
西栗倉村
岡山県英田郡西栗倉村村長 青木 秀樹

(乙)